

# 奈良県希少野生動植物の保護に関する基本方針

平成21年11月20日

**奈良県**

(くらし創造部 景観・環境局 自然環境課)

# 奈良県希少野生動植物の保護に関する基本方針

- 第1 希少野生動植物の保護に関する基本構想
  - 1 希少野生動植物の保護の必要性
  - 2 希少野生動植物の保護の基本的な考え方
- 第2 特定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項
  - 1 特定希少野生動植物の選定方針
  - 2 特定希少野生動植物の選定に当たっての留意すべき事項
  - 3 特定希少野生動植物の指定の提案
  - 4 特定希少野生動植物の保護を推進するための指針
- 第3 特定希少野生動植物の個体及びその器官並びにこれらの加工品の取扱いに関する基本的な事項
  - 1 個体等の範囲
  - 2 個体等の取扱いに関する規制
    - (1) 捕獲等の禁止
    - (2) 捕獲等の許可
    - (3) 譲渡し等の禁止
    - (4) その他の個体の取扱いに関する事項
- 第4 特定希少野生動植物の個体の生息地等の保全に関する基本的な事項
  - 1 生息地等保全地区の指定方針
    - (1) 生息地等保全地区の指定の方法
    - (2) 生息地等保全地区として指定する生息地等の選定方針
    - (3) 生息地等保全地区の区域の範囲
    - (4) 生息地等保全地区の指定の提案
  - 2 管理地区の指定方針
    - (1) 管理地区指定に当たっての基本的な考え方
    - (2) 管理地区において適用される各種の規制に係る区域等の指定の基本的な考え方
    - (3) 立入制限地区の指定方針
  - 3 生息地等保全地区等の指定に当たって留意すべき事項
  - 4 生息地等保全地区及び管理地区の区域の保全に関する指針
- 第5 保護管理事業に関する基本的な事項
  - 1 保護管理事業の対象
  - 2 保護管理事業計画の内容
  - 3 保護管理事業計画の変更の提案
  - 4 保護管理事業の進め方
  - 5 保護管理事業の実施に当たって留意すべき事項
- 第6 外来種に係る施策に関する基本的な事項
  - 1 外来種に関する調査等
  - 2 外来種に関する情報の提供
- 第7 その他希少野生動植物の保護に関する重要事項
  - 1 開発等における配慮
  - 2 県民等との協働の推進等
  - 3 調査研究の推進
  - 4 農林業への措置

## 第1 希少野生動植物の保護に関する基本構想

### 1 希少野生動植物の保護の必要性

私たち人間は、多種多様な野生動植物が織り成す自然環境から多くの恵みを楽しんでいる。例えば、食料としての山野草や魚介類の利用、医療や科学の進歩のための多種多様な遺伝子の活用等がそれに当たる。また、良好な自然環境は、本県が世界に誇る貴重な文化遺産を産み出す原動力となり、私たち人間の心に潤いと安らぎを与えている。

しかしながら、近年の私たち人間の営みは、絶滅する野生動植物の種数を大幅に増加させ、この数百年の絶滅スピードを過去平均の1,000倍に加速させたともいわれている。そして、この野生動植物の絶滅は、多種多様な野生動植物により保たれた生態系のバランスを崩し、私たち人間の生存基盤の喪失を招くことになる。

本県では、「大切にしたい奈良県の野生動植物－奈良県版レッドデータブック－」（以下「奈良県版レッドデータブック」という。）を作成した際の調査により、約9,000種の野生動植物が生息・生育することを確認している。このうち、希少な野生動植物は1,115種で、全確認種数の12%を占めている。この割合は、全国ベースの8%、近隣府県平均の11%に比較して高い値を示している。

さらに、本県は、特色ある野生動植物の生息・生育環境を有することから、全国的には絶滅のおそれがない野生動植物であっても、本県としては希少なものが多く存在する。「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）」により、国は保護すべき野生動植物として81種を指定し、捕獲・採取を規制しているが、県内で確認されている野生動植物に限ると12種にとどまり、奈良県版レッドデータブックの「絶滅寸前種」290種に比較するとごく一部に過ぎない。

こうした状況にあって、良好な自然環境をより良い状態で次代の県民に継承することは、今に生きる私たちの責務であることを強く認識するとともに、平成19年に策定された第3次生物多様性国家戦略で示されたとおり、「地域に固有の動植物や生態系を地域の特性に応じて保全するとともに、現に絶滅の危機に瀕した種の個体数や生息・生育環境の維持・回復を図る」ため、行政、事業者及び県民など様々な主体が協働して、本県独自の取組みを積極的に進める必要がある。

### 2 希少野生動植物の保護の基本的な考え方

奈良県版レッドデータブックにより、県内に生息・生育する野生動植物が希少になった要因を整理すると、主なものは、次の4つになる。

- ①開発などによる土地の形質変更に伴う「生息・生育地の改変」
- ②愛好家や業者による「過剰な捕獲・採取」
- ③人の手が入らないことによる「里地里山の荒廃、植生の遷移」
- ④自然環境へ導入された「外来種との競争等」

希少野生動植物の保護のためには、これらの要因を排除又は回避することが必要である。

このことから、本県の希少野生動植物の保護施策を推進するに当たっての基本的な考え方を、次のとおりとする。

#### (1) 希少になった要因への対応

##### ①生息・生育地の保全

「生息・生育地の改変」を防ぐため、希少野生動植物に影響を及ぼすと認められる開発等を行うに当たっては、希少野生動植物の保護について

適正に配慮するものとする。

#### ②捕獲・採取の規制

「過剰な捕獲・採取」を防ぐため、特に保護を図る必要があると認められる希少野生動植物を指定し、捕獲、採取、殺傷又は損傷を原則禁止とするなどの措置を講ずるものとする。

#### ③身近な自然環境の持続的利用

「里地里山の荒廃、植生の遷移」を防ぐため、特に保全を図る必要があると認められる生息・生育環境を有する区域を指定し、その環境を消失させる行為を規制するとともに必要な措置を講ずるものとする。あわせて、希少野生動植物の生息・生育環境の保全及び再生等を行う保全活動を科学的知見に基づく計画を策定し、それにより推進するよう努めるものとする。

#### ④外来種の防除<sup>\*</sup>

「外来種との競争等」を防ぐため、外来種に関する情報の収集と提供を推進し、防除に必要な基盤づくりに努めるものとする。

### (2) 県民等との協働の推進

保護施策の実効性を担保し、効果的な保護施策を実現させるため、地域住民、NPOをはじめとする県民、民間団体及び事業者（以下「県民等」という。）の多様な主体による保護活動を推進するための措置を講ずるものとする。

### (3) 推進体制の整備

保護施策を円滑に推進するため、国、県以外の地方公共団体との連携や、県庁内の連絡体制の整備に努めるものとする。

なお、以上の保護施策を推進するに当たっては、野生動植物の保護を目的とする他の法令・例規に基づく施策と調整を図るものとする。

## 第2 特定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項

### 1 特定希少野生動植物の選定方針

特定希少野生動植物については、本県における生息又は生育（以下「生息等」という。）の状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）で、次のいずれかに該当するものを選定するものとする。

- (1) その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情があるもの
- (2) その個体の生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）が著しく消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情があるもの
- (3) その個体の生息等の環境が著しく悪化しつつあることにより、その存続に支障を来す事情があるもの
- (4) 過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情があるもの
- (5) 里地里山の荒廃及び植生の遷移の影響により、その存続に支障を来す事情があるもの

---

\* 外来種：一般に、国内外を問わず、あるいは意図的・非意図的に関わらず、在来の野生動植物への影響が懸念されることから、奈良県希少野生動植物の保護に関する条例第8条第2項では「県外から県内に導入されることにより、その本来の生息地等の外に生息等をすることとなる野生動植物の種をいう。」と定義している。

- (6) 外来種による捕食、生態的競争等の影響により、その存続に支障を来す事情があるもの
- (7) 他種からの食害等の影響により、その存続に支障を来す事情があるもの

## 2 特定希少野生動植物の選定に当たっての留意すべき事項

特定希少野生動植物の選定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 外来種及び従来から本県にごくまれにしか渡来又は回遊しない種は、選定しないこと
- (2) 個体としての識別が容易な大きさを有しているものであって、かつ、一般的に種としての識別が可能な形態的特徴等を有しているものであること
- (3) 原則として、奈良県版レッドデータブックの絶滅寸前種に属するものであること
- (4) 原則として、他の法令・例規により既に個体の保護がなされているものについては、選定しないこと。ただし、生息地等保全地区の指定又は保護管理事業の実施の必要性が高いものについては、この限りではない。
- (5) 過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情があるものを優先的に選定するようにすること
- (6) わが国における主要な生息地等が県内に存し、本県におけるその種の絶滅又は衰退がわが国におけるその種の絶滅又は衰退となる等、本県の自然環境の特性を象徴するようなものを優先的に選定するようにすること
- (7) 生息地等の保護管理活動が現に行われている、又は期待できるものであること
- (8) 分布状況や生息等のための環境条件等の科学的知見に基づき行うこと

## 3 特定希少野生動植物の指定の提案

希少野生動植物の保護への意欲を盛り上げ、「県民等との協働」を促進するために、県民等が考える具体的な保護施策を、県の実施する施策に反映させることも重要である。特定希少野生動植物の指定は、基本的に県が主体的に行っていくものであるが、併せて、県民等からの適切な提案についてもそれを取り入れるよう努めるものとする。

なお、提案者が「県民」以外の者であっても、生息等状況等の科学的知見に基づく提案である場合には、その意見を参考にすることが適当であることから、「県民」のみではなく、県内において野生動植物の保護を図るための活動を行う民間団体、具体的には「県内を活動範囲とする自然保護・調査研究団体」や「県内において調査及び研究を行っている大学」等民間団体に所属する県民以外の者についても、それら団体を通じて提案することを可能とする。

提案を受けるに当たっては、奈良県希少野生動植物の保護に関する条例（平成21年奈良県条例第50号。以下「条例」という。）の趣旨及び本基本方針に即して提案するように求めるものとする。

## 4 特定希少野生動植物の保護を推進するための指針

特定希少野生動植物の保護を推進するため、民間団体が保護活動を行う、あるいは事業者が開発等における配慮をする場合などに当たって、どのように行動すればよいのかを具体的に示す必要がある。このことから、特定希少野生動植物の指定をしようとするときに、その生態や生息等状況に基づき、保護の目標や保護の推進に関する方針を明らかにするものとする。

### 第3 特定希少野生動植物の個体及びその器官並びにこれらの加工品の取扱いに関する基本的な事項

#### 1 個体等の範囲

条例に基づく規制の対象となるのは、次に掲げるもの（以下「個体等」とする。）とする。

ア 特定希少野生動植物の個体並びにその種を容易に識別することができる卵及び種子

イ 特定希少野生動植物の器官並びに個体及び器官を主たる原材料として加工された加工品であって、その種を容易に識別することができるもの

#### 2 個体等の取扱いに関する規制

##### (1) 捕獲等の禁止

特定希少野生動植物の生きている個体の捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）については、その保護の重要性にかんがみ、原則としてこれを禁止するものとする。なお、捕獲等には、特定希少野生動植物の卵、幼虫等が現に生息している場所の改変等を含む。

##### (2) 捕獲等の許可

特定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等の許可は、学術研究又は繁殖の目的のほか、教育目的、生息等状況の調査目的等その種の保護に資すると認められる目的で行うものを除き、許可しないものとする。

##### (3) 譲渡し等の禁止

捕獲等の規制に違反し違法に捕獲等された個体等の譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りは禁止する。また、合法的に捕獲等された個体等であっても、本来の目的を逸脱する営利目的又は愛がん若しくは鑑賞目的による譲受け、譲渡し、引受け又は引取りは禁止する。

さらに、違法に捕獲等又は譲渡し若しくは譲受け若しくは引渡し若しくは引取りをされた個体等の所持は禁止する。

##### (4) その他の個体等の取扱いに関する事項

特定希少野生動植物の個体等の所有者又は占有者は、その希少野生動植物の保護の重要性にかんがみ、その生息等の条件を維持する等その種の保護に配慮した適切な取扱いをするよう努めるものとする。

### 第4 特定希少野生動植物の個体の生息地等の保全に関する基本的な事項

#### 1 生息地等保全地区の指定方針

希少野生動植物の保護の基本は、その生息地等における個体群の安定した存続を保証することである。このような見地から、特定希少野生動植物の保護のためその個体の生息等環境の保全を図る必要があると認めるときは、生息地等保全地区を指定する。

##### (1) 生息地等保全地区の指定の方法

生息地等保全地区は、個々の特定希少野生動植物ごとに指定する。

##### (2) 生息地等保全地区として指定する生息地等の選定方針

複数の生息地等が存在する場合は、個体数、個体数密度、個体群としての健全性等からみてその特定希少野生動植物の個体が良好に生息等している場所、植生・水質・餌条件等からみてその種の個体の生息等環境が良好

に維持されている場所及び生息地等としての規模が大きな場所について総合的に検討し、生息地等保全地区として優先的に指定すべき生息地等を選定する。

生息地等が広域的に分散している特定希少野生動植物にあつては、主な分布域ごとに主要な生息地等を生息地等保全地区に指定するよう努めるものとする。

### (3) 生息地等保全地区の区域の範囲

生息地等保全地区の区域は、生息地等保全地区の指定に係る特定希少野生動植物（以下「指定種」という。）の個体の生息地等及び当該生息地等に隣接する区域であつて、そこでの各種行為により当該生息地等の個体の生息等に支障が生じることを防止するために一体的に保護を図るべき区域とする。

なお、個体の生息地等の区域は、現にその指定種の個体が生息等している区域とするが、鳥類等行動圏が広い動物の場合は、営巣地、重要な採餌地等その種の個体の生息にとって重要な役割を果たしている区域及びその周辺の個体数密度又は個体が観察される頻度が相対的に高い区域とする。

### (4) 生息地等保全地区の指定の提案

希少野生動植物の保護への意欲を盛り上げ、「県民等との協働」を促進するために、県民等が考える具体的な保護施策を、県の実施する施策に反映させることも重要である。生息地等保全地区の指定は、基本的に県が主体的に行っていくものであるが、併せて、県民等からの適切な提案についてもそれを取り入れるよう努めるものとする。

なお、提案者が「県民」以外の者であっても、生息等状況等の科学的知見に基づく提案である場合には、その意見を参考にすることが適切であることから、「県民」のみではなく、県内において野生動植物の保護を図るための活動を行う民間団体、具体的には「県内を活動範囲とする自然保護・調査研究団体」や「県内において調査及び研究を行っている大学」等民間団体に所属する県民以外の者についても、それら団体を通じて提案することを可能とする。

提案を受けるに当たっては、条例の趣旨及び本基本方針に即して提案するように求めるものとする。

## 2 管理地区の指定方針

### (1) 管理地区指定に当たっての基本的な考え方

管理地区については、生息地等保全地区の中で、営巣地、産卵地、重要な採餌地又は生育基盤等その指定種の個体の生息等にとって特に重要な区域を指定する。

### (2) 管理地区において適用される各種の規制に係る区域等の指定の基本的な考え方

ア 条例第23条第4項第7号の知事が指定する野生動植物の種については、食草など指定種の個体の生息等にとって特に必要な野生動植物の種を指定する。

イ 条例第23条第4項第8号の知事が指定する池沼又は湿原については、新たな汚水又は廃水の流入により、指定種の個体の生息等に支障が生じるおそれがある池沼又は湿原を指定する。

ウ 条例第23条第4項第9号の知事が指定する区域については、車両若しくは動力船の使用又は航空機の着陸により、指定種の個体が損傷を受けるなど現に指定種の個体の生息若しくは生育に支障が生じている区域

- 又はそのおそれがある区域を指定する。
- エ 条例第23条第4項第10号から第14号までの行為を規制する区域として知事が指定する区域については、これらの行為により、現に指定種の個体の生息若しくは生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定し、その区域ごとに知事が指定する期間については、これらの行為による指定種の個体の生息等への影響を防止するために繁殖期間など必要最少限の期間を指定する。
- オ 条例第23条第4項第11号の知事が指定する種については、現に指定種の個体を捕食し、餌、生息等の場所を奪うことにより圧迫し、若しくは指定種との交雑を進行させている種又はそれらのおそれがある種を指定する。
- カ 条例第23条第4項第12号の知事が指定する物質については、現に指定種の個体に直接危害を及ぼし、若しくはその個体の生息等環境を悪化させている物質又はそれらのおそれがある物質を指定する。
- キ 条例第23条第4項第14号の知事が定める方法については、生息等環境をかく乱し、繁殖・育すう行動を妨害する等現に指定種の個体の生息等に支障を及ぼしている方法又はそのおそれがある方法を定める。

### (3) 立入制限地区の指定方針

立入制限地区については、管理地区の区域のうち、指定種の個体の生息等環境を維持する上で、人の立入りを制限することが不可欠な区域を指定する。なお、立入りを制限する期間は、指定種の個体の繁殖期間又は開花結実期間など必要最少限の期間とする。

## 3 生息地等保全地区等の指定に当たって留意すべき事項

生息地等保全地区、管理地区及び立入制限地区の指定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、農林水産業を営む者等住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、地域の理解と協力が得られるよう適切に対処しつつ、その指定を行うこと
- (2) 原則として、他の法令・例規により既に保全がなされている区域については、指定しないこと。ただし、生息地等保全地区等の指定により保全上の効果が見込まれる区域については、この限りではない。
- (3) 原則として、里地里山等希少野生動植物の生息等環境として重要で、他の法令・例規では捉えがたい本県の自然環境の特性を象徴するような区域を優先的に指定すること
- (4) 当該指定種の保護管理活動が現に行われている、又は期待できる区域であること
- (5) 生息地等が明らかになることにより密猟等のおそれが増すと判断される場合は、指定の可否について慎重に検討すること
- (6) 県土の保全その他の公益との調整を図りつつ、その指定を行うこと。この際、土地利用に関する計画との適合及び県土開発に係る諸計画との調整を図ること
- (7) 当該地区における希少野生動植物等の分布状況や生息等のための環境条件等の科学的知見に基づき行うこと

## 4 生息地等保全地区及び管理地区の区域の保全に関する指針

生息地等保全地区及び管理地区の区域の保護に関する指針においては、指定種の個体の生息等のために確保すべき条件とその維持のための環境管理の指針などを明らかにするものとする。



## 第5 保護管理事業に関する基本的な事項

### 1 保護管理事業の対象

保護管理事業は、特定希少野生動植物のうち、その個体数の維持・回復を図るためには、その種を圧迫している要因を除去又は軽減するだけでなく、科学的知見に基づき、その生息地等の整備、その個体の繁殖の促進等の事業を推進することが必要なものを対象とする。

なお、わが国における主要な生息地等が県内に存し、本県におけるその種の絶滅又は衰退がわが国におけるその種の絶滅又は衰退となる等、本県の自然環境の特性を象徴するようなもの、又は生息地等の保護管理活動が現に行われている若しくは期待できるものを優先的に対象とするものとする。

### 2 保護管理事業計画の内容

保護管理事業の適正かつ効果的な実施に資するため、事業の目標、区域、内容等事業推進の基本的方針を、対象とする特定希少野生動植物ごとに明らかにした保護管理事業計画を策定するものとする。

当該計画においては、事業の目標として、維持又は回復すべき個体数等の水準及び生息地等の条件等を、また、事業の内容として、採餌・繁殖条件の改善などの個体の繁殖の促進のための事業、森林、草地、水辺など生息地等における生息等環境の保全などの事業を具体的に定めることとする。

なお、自然条件下での個体の存続が危ぶまれていると判断した場合、飼育・栽培下での繁殖、生息地等への再導入等、個体の保存のための事業を検討するものとする。

### 3 保護管理事業計画の変更の提案

希少野生動植物の保護への意欲を盛り上げ、「県民等との協働」を促進するために、県民等が考える具体的な保護施策を、県の実施する施策に反映させることも重要である。保護管理事業計画については、基本的に県が主体的に策定するものであるが、併せて、県民等からの適切な変更の提案についてはそれを取り入れるよう努めるものとする。

なお、提案者が「県民」以外の者であっても、生息等状況等の科学的知見に基づく提案である場合には、その意見を参考にすることが適切であることから、「県民」のみではなく、県内において野生動植物の保護を図るための活動を行う民間団体、具体的には「県内を活動範囲とする自然保護・調査研究団体」や「県内において調査及び研究を行っている大学」等民間団体に所属する県民以外の者についても、それら団体を通じて提案することを可能とする。

提案を受けるに当たっては、条例の趣旨及び本基本方針に即して提案するように求めるものとする。

### 4 保護管理事業の進め方

保護管理事業計画に基づく保護管理事業は、県、国、県以外の地方公共団体、県民、民間団体、事業者等の幅広い主体によって推進することとし、その実施に当たっては、対象となる特定希少野生動植物の個体の生息等の状況を踏まえた科学的な判断に基づき、必要な対策を時機を失することなく、計画的に実施するよう努めるものとする。また、対象となる特定希少野生動植物の個体の生息等の状況のモニタリングと定期的な事業効果の評価を行い、生息等の状況の動向に応じて事業内容を見直すとともに、生息等の条件の把握、飼育・繁殖技術、生息等環境の管理手法等の調査研究を

推進するものとする。

## 5 保護管理事業の実施に当たって留意すべき事項

保護管理事業計画が策定された特定希少野生動植物について行われている既存の保護管理活動について、県は、保護管理事業計画に即して行われるよう促すものとする。また、認定等を受けた保護管理事業について、県は、その活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

## 第6 外来種に係る施策に関する基本的な事項

### 1 外来種に関する調査等

外来種対策を進める上で不可欠である基礎情報として、外来種の分布、生息等の状況及び希少野生動植物の個体の生息等に及ぼす支障の程度その他必要な事項に関する調査を進め、その情報を蓄積するものとする。

なお、調査を進めるに当たっては、市町村又は大学等研究・教育機関、知識を有する調査研究団体若しくは自然保護団体等県内で活動実績を有する者の協力によって実施する体制を整備するものとする。

### 2 外来種に関する情報の提供

意図的・非意図的を問わず、外来種の導入・定着は人間の社会活動の中で生じていることから、外来種を取り扱う業者及び外来種を飼養・栽培をする者等をはじめとした県民、旅行者、滞在者及び事業者に対し、外来種が本県の生態系に及ぼす影響に関する普及啓発を進め、本県の自然環境への意図的な導入を回避するよう努めるものとする。

## 第7 その他希少野生動植物の保護に関する重要事項

### 1 開発等における配慮

土地の形状の変更、工作物の新設等その他の希少野生動植物に影響を及ぼすと認められる行為を行うに当たっては、環境調査、奈良県版レッドデータブックなど既存文献の確認、又は、希少野生動植物保護専門員をはじめとする有識者への確認等により、あらかじめその土地を含む周辺の区域における希少野生動植物の生息等の状況を把握するものとする。また、これにより、希少野生動植物に影響を及ぼすと認められる場合には、希少野生動植物の生息等への影響の回避又は低減等の<sup>\*</sup>ミティゲーションを適切に検討し、実施するものとする。

### 2 県民等との協働の推進等

#### (1) 県民等との協働の推進

県民等幅広い主体との協働体制を推進するためには、希少野生動植物の生息等の現状やその保護の重要性に関する情報を、積極的に提供し、共有することが重要である。

このため、幅広い主体とともに希少野生動植物の調査及び研究を行うことによる基礎的情報の収集、多様な場で多様な手法を用いた適切な情報の発信及び共有、並びに、特に本県の次代を担う子供たちが自然に触

---

\* ミティゲーション：開発等において希少野生動植物への影響を緩和するため、①計画段階での回避、②やむを得ず実施する場合の影響の低減(規模の最小化、環境の修復、影響の軽減)、③代替環境の提供、という順で段階的に検討する考え方

れ、生物多様性の大切さについて身近に感じることができる教育及び学習の機会を拡大することが必要である。

さらに、希少野生動植物の保護に関心を持つ県民等が、専門的な知識や技術を要する保護管理活動だけではなく、それぞれのレベルに合わせた自発的な活動を行うことを促進する基盤づくりに努め、本県全体の希少野生動植物の保護に関する気運を醸成することも重要である。

## (2) 希少野生動植物保護巡視員等の認定

各種規制の実効性を高めるため、生息地等保全地区等の巡視、特定希少野生動植物の生息等の状況若しくはその生息地等の状況の把握又は保護管理事業の実施状況の把握などを行う県民等を、希少野生動植物保護巡視員又は希少野生動植物保護巡視団体として認定する。

希少野生動植物保護巡視員等の認定に当たっては、地域の事情に精通していることを要件とするものとし、対象となる地域を活動範囲とする自然公園指導員、自然観察指導員等の一定の資質を有する県民、又は、対象となる地域において保護活動の実績を有する自然保護団体若しくは自治会等地域住民団体等を認定するものとする。

## (3) 専門家等との連携

希少野生動植物を取り巻く環境は常に変化しているため、希少野生動植物を適切に保護するためには、さまざまな最新の情報を収集し適切な保護対策を実施する必要がある。

そこで、関係行政機関や、希少野生動植物保護専門員をはじめとする学識経験者、専門家等と十分連携を図りながら、情報収集及び保護対策を行うための体制の整備をするものとする。

## 3 調査研究の推進

希少野生動植物の保護施策を的確かつ効果的に推進するためには、何よりも科学的知見を基盤とした判断が重要であり、奈良県版レッドデータブックの見直し作業を含めた、野生動植物の種の分布、生息等状況、生息地等の状況等の定期的な調査・把握を行う等基礎情報の蓄積に努め、施策の効果や改善点等を検討する材料として活用するものとする。

## 4 農林業への措置

農林業と密接に関わりあいながら人の手を加えることで維持されてきた希少野生動植物の生息等環境を保全するためには、これら産業の安定的な維持が不可欠である。また、意欲のある農家や林家等との連携や協働した取り組みを継続して実施するためにも、生業の安定が重要である。

このことから、生息地等保全地区における農林業の生業の安定のために必要な措置を講ずるものとする。